

Title	ドイツ法人税法の第一次担当官草案： 一律税率による法人税全額株主帰属方式
Sub Title	Betrachtungen über das Vollarrechnungsverfahren nach dem Einheitssystem in der B.R.D. : Referentenentwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 19. August 1971
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.5 (1984. 5) ,p.23- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840528-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ法人税法の第一次担当官草案

——一律税率による法人税全額株主帰属方式——

木村弘之亮

第一章 一律法人税率による法人税全額株主帰属方式の概要

第二章 税額控除権

1 効 果

2 要 件

イ 税額控除権の適格のある配当

ロ 無制限納税義務を負う持分権者

ハ 制限納税義務を負う持分権者

ニ 利益配当と資本の払戻し

3 税額控除手続の諸問題

第三章 調整税

1 制度趣旨

2 調整税の納付義務を負う利益

3 配当に充当する順序

4 計算方法

第四章 国際課税の諸問題

1 外国持分権者に対するドイツ物の会社の利益配当

イ 原則

ロ 適格資本参加の物的会社

ハ 自然人及び非適格資本参加の物的会社

2 外国物的会社のドイツ恒久的施設の利益

3 ドイツ物的会社の国外恒久的施設及び資本参加から生ずる収益

イ 国外恒久的施設の利益

ロ 資本参加の収益

第五章 評 価

第一章 一律法人税率による法人税全額株主帰属方式の概要

法人税全額株主帰属方式は、一九六八年二月大蔵省学術諮問委員会の改革案を嚆矢とし、一九七一年三月エーベルハルト税制改革委員会の答申⁽²⁾によって詳細に展開され、一九七一年六月に閣議決定である税制改革基本綱領⁽³⁾において採用された。これが同年八月第一次担当官草案⁽⁴⁾によってはじめて法文化された。

この法人税全額株主帰属方式は次のように概略することができる⁽⁵⁾。

まず、物的会社のもとにおいて、課税利益が配当されるか否かを問わず、課税利益に対し五六%の法人税率をもつて課税する。

例外的に、非課税の利益又は軽減課税をうけた利益が配当に充てられた場合には、この利益に対し調整税が課される。調整税は、配当金が通常の課税利益又は非課税利益若しくは軽減課税利益のいずれをもって充当されたかを問わず、内国持分権者に対する税額控除権の賦与を保障する道具であると同時に、非課税又は軽減課税をうけた利益につ

いてもまた配当時に五六%の税負担を課する役割りを果たす。

なお、利益が居住者に配当されるとき、源泉税は課さない。

次に、内国の持分権者のもとにおいて、その者の所得の金額の計算上、利益配当にかかった部分の法人税額を収入に加算してその所得税と相殺(税額控除)する。この法人税額に相当する額を税額控除額ないし税額控除権という。かかる税額控除権の算定基礎は、持分権者が査定期間において配当物的会社から支払いを受ける利益持分である(所得税法案第一二一条、第五七条、所得税法第二〇条)。持分権者の受ける利益持分の $14\frac{11}{11}$ ⁽⁶⁾が、税額控除額としてつねに税額控除される。

さらに、外国の持分権者については、外国親会社とその他の持分権者とを区別し、前者についてはドイツ法人税の税額控除権の賦与を予定せず、また源泉税(例えば資本収益税)も全く徴収しない。後者については法人税の税額控除権が認められ、かつ配当利益にかかるドイツ法人税の一部が還付されることになる。

右に一瞥した第一次担当官草案による法人税株主帰属方式は、例えば、調整税に注目するとき、一九七一年六月税制改革基本綱領⁽⁷⁾と食い違っており、調整税は、フランス型法人税株主帰属方式⁽⁸⁾の構造と法文(Art. 223 sexies C.G.I. Precompte)を斟酌⁽⁹⁾したうえで、これを改良して創案されたものとおもわれる。

- (1) Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, Gutachten zur Reform der direkten Steuern (Einkommensteuer, Körperschaftsteuer, Vermögensteuer und Erbschaftsteuer) in der Bundesrepublik Deutschland, in: Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen, Heft 9, Bad Godesberg, 11. 2. 1967. 木村弘之亮「西ドイツ型法人税株主帰属方式の嚆矢: 大蔵省学術諮問委員会の改革案」所収: 『慶應義塾創立一二五年記念論文集 法学部法律学関係』(昭和五三年)三二九頁以下。

- (2) Bundesministerium für Wirtschaft und Finanzen Referat Öffentlichkeitsarbeit (hrsg.), Gutachten der Steuerreform-Kommission 1971, in: Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen Heft 17, Bonn 1971, Tz. IV/178 ff. (S. 344ff.).

- (c) Beschluß der Bundesregierung zur Steuerreform, Kabinettsbeschluß vom 11. Juni 1971, in: Bulletin des Presse- und Informationsamtes des Bundesregierung, Nr. 95 vom 23. Juni 1971, S. 996 ff.; Wrede, Friedrich, Reform der Körperschaftsteuer und der Gewerbesteuer, Bulletin Nr. 95, S. 1026 ff. 木村弘之亮「西ドイツの一九七四年税制改革の基本綱領」税法学四〇号三三三頁以下。
- (4) Referentenentwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 19. August 1971 und Referentenentwurf eines Einkommensteuergesetzes 1974 vom 18. August 1971 bzw. vom 10. Dezember 1971.
- (5) Fleischmann, Hans Günnar, Körperschaftsrechtliche Anrechnungsverfahren — Gemeinsamkeiten und Unterschiede des französischen und der beiden in der Bundesrepublik Deutschland diskutierten Anrechnungsverfahren, Institut FSt, Heft 102, Bonn 1972, S. 34 f.
- (6) 木村(注3)三六頁にみる等式(1)及び(2)。
- (7) 木村(注3)三四頁。
- (8) 木村弘之亮「フランス型法人税株主帰属方式とその教訓—納税払戻請求権と配当補給」シュリスト七二六号一一七頁以下、シュリスト七二八号一二五頁以下。法文上のAnrechnungを納税払戻請求権にかえて税額控除権と称する。
- (9) So, Institut FSt, Heft 102 (Anm. 5) S. 35.

第二章 税額控除権

1 法人税全額株主帰属方式は、配当法人の配当利益について納付した法人税負担を持分権者のもとで零に削減するシステムである。あるいは、法人税による税負担を持分権者の本来の税負担の水準に引下げる方式であるともいえる。このため、一九七四年所得税法草案が税額控除権の要件と効果を所得税法上に規定したことは、体系上正当である⁽¹¹⁾。

同草案によれば、「控除すべき法人税」(die anzurechnende Körperschaftsteuer)⁽¹²⁾は、資本用益から生ずる収入(同第五七条)、若しくは資本収益から生ずる収入(Einnahmen aus Kapitalertrag)のひとつである。この「控除すべき法人税」は、現金配当と共に持分権者の課税所得の一部となり、「追加的な資本収益」⁽¹³⁾の性格を有する。このように、「控除す

ドイツ法人税法の第一次担当官草案

表1 配当性向が異なるときの第一次担当官草案型法人税株主帰属方式

I 会社段階における課税				
1	法人税込みの利益	100	100	
2	法人税 (56%)	-56	-56	
3	配当しうる金額	44	44	
4	現金配当 (上段: 配当性向50% 下段: 配当性向 0%)	22 (0)	22 (0)	
II 持分権者段階における課税		持分権者A 税率30%	持分権者B 税率56%	
1	課税所得 (a + b)	50 (0)	50 (0)	所得の計算
a)	その他の課税所得 (0と仮定)	0		
b)	粗配当 (イ + ロ)	50 (0)		
	イ) 現金配当	22 (0)		
	ロ) 加算される (イ × $\frac{14}{11}$) 税額控除権	28 (0)		
2	所得税	-15 (0)	-28 (0)	租税の納付
3	所得税と相殺されるべき 税額控除権	+28 (0)	+28 (0)	
4	還付請求権	13 (0)	0 (0)	
5	純配当 (II 1 bイ + II 4)	35 (0)	22 (0)	資産の 増加
III	利益に対する総税負担 (I 2 + II 4)	43 (56)	56 (56)	

べき法人税」は、持分権者の所得の金額の計算上、資本収益から生ずる収入へと変態する。そこで、機能的にみると、これを納税払戻請求権と把握することができるのである。

他方、この納税払戻請求権は、納付すべき所得税の金額の計算上、持分権者の本来の所得税と相殺される。これを

所得税の税額控除と表現することは差し支えない。しかし、草案にかかる法人税株主帰属方式における法人税が持分権者の段階で三つの機能を有することは看過すべきではない。税額控除権について、その第三の機能が「隠れた配当補給¹⁴⁾」を意味することは、つとに指摘したところである。

次の設例が持分権者の段階における税額控除権の効果を明らかにするであろう。配当性向を五〇%及び零%とし、持分権者A及びBの所得税率をそれぞれ三〇%及び五六%とする。法人税率は五六%である。なお、配当性向が一〇〇%である場合については、閣議決定型法人税株主帰属方式の計算例が直ちにここに妥当す

る¹⁵⁾

第一次担当官草案による法人税株主帰属方式は、フランス型法人税株主帰属方式¹⁶⁾との比較から明らかになるように、持分権者の受ける純配当に關してはるかに有利である。法人税は前者のほうが高率であるにもかかわらずである。配当利益の負担している法人税のうち一〇〇%が、持分権者の個人所得税と相殺されるからである。換言すれば、配当利益の負担している法人税のうち、持分権者の個人所得税と相殺される部分の割合を、税額控除率と定義すれば、第一次担当官草案の場合税額控除率は一〇〇%であり、フランス型のそれは五〇%である。同時に、この税額控除率は「隠れた配当補給」率を意味することは、前述したとおりである。端的に言うると、隠れた配当補給は、第一次担当官草案型の法人税株主帰属方式の場合、フランス型に比較すると、二倍交付されるのである。

なお、「配当利益は結局のところ持分権者個人の所得税率をもつて課税される。」¹⁷⁾と言いつるが、より正確には、現金配当と税額控除権との合計額（これを粗配当という）が、持分権者個人の所得税率をもつて課税される。したがって、現金配当にかかる法人税額に相当する税額控除額が、持分権者の粗配当ひいては課税所得に加算されるので、その者の課税所得は累進所得税制の下では、税額控除率がフランスのように五〇%である場合に比較し、より高い税率ランクで課税される。したがって、所得の再分配効果の点でも、累進税制により適合したものとなる。

さらに、法人税率は所得税の最高限界税率に等しいので、基礎控除額を斟酌すると常に（言いかえると、高額所得者にも）還付請求権が生じ、後払税の成立する余地はない¹⁸⁾。この關連において、第一次担当官草案による方式は、二重課税を完全に排除しており、二重課税を緩和するにすぎない¹⁹⁾フランス型の場合と、この点において異なる。

2イ 所得税法草案第一二一条の規定から明らかのように、無制限納税義務を負う物的会社の納付する法人税だけが、配当の受け取りに際し、持分権者の段階において税額控除権を生ずる。この法人税を納める義務がある法人は、国内に管理支配地又は本店所在地を有し、かつ物的会社、協同組合又は法人格のある鉱山組合でなければならぬ（法人

税法草案第一条、所得税法草案第五十七条一項一号。ただし、民法施行法第一六四条に規定する土地組合又は経済的団体のなす利益配当について、法人税の税額控除手続が適用されるかどうかは問題であるとされている。⁽²⁰⁾

同様に、清算利益の交付に際し、及び組織変更又は合併の場合にも、公表利益配当のみならず隠れた利益配当についても、法人税は、持分権者の段階において税額控除権の賦与という形態により、その負担が削減される。

これに対し、外国に所在する物的会社が、ドイツ連邦共和国に居住する持分権者に対し配当を支払う場合には、税額控除権は賦与されない。

ロ 税額控除権を享受できるのは、原則として、所得税につき無制限納税義務を負う持分権者と法人税につき無制限納税義務を負う持分権者である。

まず、所得税の無制限納税義務を負う持分権者が査定をうける場合、その者は税額控除権を享受する。これが大原則である。例えば、非独立的労働から生じる所得（すなわち、賃金）の支払いを受ける納税義務者は、税額控除手続の実施を申請して（所得税法草案第一一三条、所得税法四六条、所得税の査定をうける。ところが、所得税の無制限納税義務を負う持分権者が所得税の査定をうけないことが見られる場合、その者の利益持分にかかる法人税は、その者の申請に基づき還付される（所得税法草案第一二五条。そのような申請の決済手続は、連邦全域又は各州のために中央で一括して行われる。金融機関が申請を取りまとめることが予定されているが、このような取りまとめによって税額控除手続ないし還付手続を非常に簡易にすることができる。

なお、特例として、利益持分が査定期間において五〇マルクをこえない協同組合の組合員は、協同組合が同様の還付を申請したとき、利益持分にかかる法人税を直接協同組合に納付させることができる（所得税法草案第一二六条）。

次に、法人税の無制限納税義務を負う持分権者について、法人税法草案第二七条に規定する法人税の税額控除及び還付に関する所得税法の諸規定を準用する。したがって、持分権者が査定をうける場合、その者は法人税の計算上

該法人税（すなわち税額控除額）を所得の金額に算入して法人税額を算出し、これと税額控除額を相殺する。他方、仮に、持分権者、例えば社団が法人税法草案第二四條三項に規定する控除額のため査定をうけない場合、法人税はその者に還付される。

しかし、配当の支払いを受けても課税されない持分権者には、その利益持分にかかる税額控除権又は還付請求権は賦与されない。ただし、利益に対し課税が重複してなされていないからである。このことは、特に公法人について言えることである。ただし、持分権者が納税義務を負う営利事業（換言すれば、公法人の営利事業）を営むときは、その限りでない。同様に、法人税を免かれる持分権者は、税額控除権又は還付請求権を享受することができない（法人税法草案第二七條二項、所得税法草案第一二一條、第一二五條）。

もっとも、右の適用除外規定は、教会及び公営住宅事業者を除き、法人税法草案第二九條に定める法人、特に公益を理由に課税されない法人について、適用されない（一九七四年税制改革基本綱領²¹⁾）。利益持分プラスこれにかかる法人税の三〇%をこえる額の法人税は、その者に還付されるものとする。²²⁾

最後に、ドイツの人的会社は、フランス型の場合と異なり、法人課税を選択することができず、もっぱら所得課税をうける。言いかえると、人的会社は、法人税株主帰属方式の適用をうけない。第一次担当官草案は、法人税と最高所得税率を同一に設定しており、かつ法人税全額株主帰属方式を採用しているので、右選択権を人的会社に賦与する必要はないと説明されている。²³⁾

ハ 制限納税義務を負う持分権者（例えば、外国株主）は原則としてドイツ国内で税額控除権を享受しない。ただし、配当については、配当受取人のもとで所得税又は法人税を課すので（所得税法草案第一二一條、第一二五條及び法人税法草案第二七條四項）、その受取人が国内又は国外において人的非課税の特典を享受する場合、又はその配当について外国においてとくに受取人に対し課税しない場合には、国内で物的会社が納付した法人税についてその税額控除権又は還

付請求権は右の配当受取人に付与する必要がない。ここでは、法人利益に対する二重課税は成立していないからである。⁽²⁴⁾

しかし、例外的に、第一次担当官草案は、フランス型の場合と異なり、税額控除権若しくは還付請求権を享受する配当受取人の範囲を拡張した。二重課税防止条約の相手締約国にある親会社以外のあらゆる外国持分権者に対し、少くともドイツ法人税の一部還付若しくは一部税額控除を肯認したのである(後述)。

ニ 資本の払戻しでない場合において、現金配当及び社員権に基づく「その他の利益」の配当、清算における残余財産の分配 (Liquidationsteilen) 並びに組織変更及び合併の場合に、法人税の負担削減が問題となる(所得税法草案第二二一条 第五七条参照)。このような限定は次の理由に基づく。すなわち、会社法上の出資により物的会社に抛出された資金に基づく配当及び会社のもとで法人税を負担していない資金に基づく配当は、法人税の税額控除手続の対象から除外しなければならぬという理由である。法人税株主帰属方式の下では物的会社の分配を利益配当と資本の払戻しとに区別すべきであるとされている。⁽²⁵⁾

次に、法人税につきその税額控除権をもたらす利益配当は、公表利益配当(現金配当)だけ(フランスの場合)ではなく、「その他の利益」(隠れた利益配当)もまたそれに含まれる。

3 一九七四年法人税法第一次担当官草案は、その第二二条において、法人税の税額控除権を持分権者に認める手続を保障するため、多数の手続上の義務を配当会社及び金融機関に対し課している。このことは配当会社及び金融機関にとって管理事務の追加を意味する。⁽²⁶⁾

次に、フランスの場合と異なり、第一次草案による法人税全額株主帰属方式の場合、利益配当証券一覧表 (relevé au coupon) を記載する義務はない。というわけは、五六%の法人税が完全に持分権者の租税債務と相殺され、かつ、法人税の最高限界所得税率とが等しいので、すべての持分権者は、前述の隠れた配当補給の交付を受けるため、自か

らすんで配当のほかは税額控除額を申告するであろう。所得税上の基礎控除を斟酌すると、高所得者にとってさえ法人税株主帰属方式は有利に作用する。このため、租税通脱の危険性は、制度上根底からなくなる。⁽²⁷⁾

さらに、第一次草案にかかる法人税株主帰属方式にあっては、持分権者が居住者か又は非居住者であるか否かについて、税務署が調査する必要はない。非居住者である持分権者がドイツ法人税についてその還付を申請するときに限って、源泉徴収義務が問題となる。フランス型の場合には、非居住者に対し一般的に源泉徴収義務が存するので、その手続は繁雑である。

以上のとおり、第一次草案による法人税全額株主帰属方式は、その手続においてフランス型の場合より簡素なものである。

- (10) Referententwurf eines Einkommensteuergesetzes 1974, (ReFE EStG 1974).
- (11) Thiel, R., Die Reform der Körperschaftsteuer und die gesetzestechnische Gestaltung der Grundvorschriften für das Anrechnungsverfahren, Köln 1972, S. 9 f.
- (12) フランスでは「控除すべき法人税」の代わりに、avoir fiscal (税額控除権) という術語が用いられている。参照、木村・(注7) ショリスト七二六号一二〇頁。
- (13) So, Institut FSt, Heft 102, (Anm. 5), S. 35.
- (14) 木村 (注7) ショリスト七二六号一二四頁。
- (15) 木村・(注8) 三六頁表¹。
- (16) 木村 (注7) ショリスト七二六号一一九頁以下。特に一二二頁表¹。
- (17) Wrede, (Anm. 3), S. 1026.
- (18) Institut FSt, Heft 102, (Anm. 5), S. 36.
- (19) 木村 (注8) ショリスト七二六号一二二頁表²。
- (20) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, in: Offizielle Anlage 3 a zum ReFE KStG 1974, S. 3.

- (21) Beschluß der Bundesregierung zur Steuerreform, Bulletin Nr. 95 (Ann. 3), S. 997. 木村 (注²⁸) 三四頁。
- (22) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Ann. 20), S. 1 ff.
- (23) So, Institut FSt, Heft 102, (Ann. 5), S. 37.
- (24) Wrede, (Ann. 3), S. 1029.
- (25) So, Thiel, (Ann. 11), S. 14; Institut FSt, Heft 102, (Ann. 5), S. 39.
- (26) Institut FSt, Heft 102, (Ann. 5), S. 39.
- (27) Vgl., Institut FSt, Heft 102, (Ann. 5), S. 39.

第三章 調整税

1 調整税 (Ausgleichsteuer, précompte) の制度目的は次のように説明されている。⁽²⁸⁾ 利益配当が課税を受けていない事業資産をもって充てられる場合、又は利益配当が配当会社の段階において軽減課税をうけた事業資産をもって充てられる場合、法人税負担の削減は経済的に正当化されず、したがって又、その持分権者が通常の税額控除権 (現金配当額の二分の一に相当する額) を享受することは問題である。とはいえ、右の場合において持分権者に税額控除権を賦与しないならば、物的会社の受ける非課税措置又は軽減課税措置は、持分権者にまでその効果が及ばないこととなり、しかも、却って、その持分権者は、隠れた配当補給の性質を有する税額控除権を享受しえないから、非課税措置若しくは軽減課税措置を受ける法人に出資しなくなろう。これらの事情を斟酌して、利益配当が配当会社の段階において課税を受けなかった事業資産 (利益若しくは準備金) 又は軽減課税を受けた事業資産あるいは通常の課税を受けた事業資産をもって充てられたかどうかを確認するまでもなく、持分権者に定率の税額控除権を交付しうる目的で、⁽²⁹⁾ 第一次草案は調整税を導入した。以上のように、調整税は、フランス型の場合と同様に、⁽³⁰⁾ 「実施の可能性という観点から」導入されたのである。

次に、右の論議は、調整税が持株権者に転嫁することを前提とするが、仮に、その税額の全額が転嫁しないとすれば、当該配当会社が転嫁しない部分の調整税を実質的に負担することとなる。この関連において、第一次担当官草案の下では、租税転嫁がみられない限り、当該配当会社がせつかく非課税若しくは軽減税率の措置を獲得した場合であっても、調整税は、軽減税率措置等による軽減負担額を基本税率(五六%)による税負担の水準にまで引き上げる機能を果たす。それ故、調整税を持分権者に転嫁しえない法人が、非課税ないし軽減税率の立法措置を獲得せんとする政治的努力は、徒勞に終ることとなる。

2 第一次担当官草案によれば、法人税の基本税率五六%をもって課税しなかったすべての利益について、それが配当される範囲において、調整税を課す。

まず、配当された非課税の利益・準備金又は軽減課税の利益・準備金について、調整税を課する。

さらに、同草案によると、法人税株主帰属方式の導入前に通常の基本税率をもって課税された後準備金に積み立てられている利益については、それが配当される時、調整税を課税する。このため、「従前の」準備金の取崩しについて、結局のところ何ら法人税の税額控除手続が行われないのと同じである。⁽³¹⁾むしろ、法人税株主帰属方式の導入前の法人税負担と導入後の調整税との累積によって、二重課税はむしろ相当に強化される。⁽³²⁾

したがって、法人税株主帰属方式の採用前に積み立てた準備金について、その取崩しに当り、少なくとも調整税率を引き下げて課税すべきであるとの主張は、理由があるようにおもわれる。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

第一次草案にかかる法人税株主帰属方式では、次のように利益を区分するルールが定められている。通常の基本税率で課税された利益、非課税の利益及び軽減課税の利益が三分区され、さらに、最後のものについてはその税率に応じて細区分する。そして、すべての利益は右の区分けに従い毎年継続的に記録される。毎年損益は、各利益の区分けに計上し、配当はその区分けされた利益をもって充てる。通常の基本税率で課税された利益は十年間社内留保され

た後にも調整税を課されずに配当されるように、当該利益の発生時期は問題でない³⁵⁾。したがって、貸借対照表において、配当が通常の基本税率で課税された利益をもって充てられたか、又は非課税の利益をもって充てられたか等について、過去五年に遡って検討する必要はない。この点、フランスの場合³⁶⁾よりも、簡潔である。

3 各種の利益項目ないし準備金項目からどのような順序で配当すべきか。

第一次担当官草案は、最初に、当該年度の利益をもって配当に充当すべきか、又は前年度の利益（すなわち前年度に積み立てた準備金）をもって配当に充当すべきかについて、換言すると、配当への充当順序についてルールを確立していない。

同草案は、右充当順序について選択権を予定している。そのルールは、可及的に調整税を回避することを目的としており³⁷⁾、節税しうる選択権の行使を配当会社に許容している。このため、配賦の順序は、フランスのように明文の規定がなくとも、おのずと定まってくる³⁸⁾。配当は、まず通常の基本税率で課税された利益をもって充てられる。これに対し、フランス型の法人税一部株主帰属方式³⁹⁾にあっては、大株主と小株主の利害が多かれ少かれ対立するので、大株主の影響下にある物的会社が不当に右選択権を行使することのないよう、配賦の順序が法定されているのである。

4 最後に、調整税はどのような方法で算出されるかを検討しておこう。

事業資産のうちどの部分が利益配当に用いられたか、すなわち課税済みのものか又は課税されていないものか等をまず明らかにすることが、調整税の算出の前提である。第一次担当官草案によれば、調整税は、軽減課税を受けた利益に対し正確に五六%の税負担を課す。したがって、法人税負担の程度に対応した事業資産の区分が必要となる。法人税法草案第十九条がその区分方法を規定している。

調整税が成立するかどうか、どの程度の調整税が成立するかは、事業資産の区分のうちどの内訳額が利益配当に用いられたかを基準に決まる。その際、配当物的会社は、いずれの内訳額から順次利益配当に充るかについて、選択権

を有する(法人税法草案第一八条二項)。配当会社が最初に非課税利益を内部留保すれば、これによって、調整税の成立する事例数は大変少なくなるであろう。

例えば、配当会社の税込み利益が100であり、軽減法人税率が40%であるとき、16(80-16)の調整税が徴収される。その結果、持分権者に配当しうる額として44(100-56)の額が残る。この額は、通常の法人税率(五六%)で課税された利益(100)から充てられる配当額に相当する。したがって、通常の法人税率で課税をうけた利益の場合と同様に、この場合においても、五六(現金配当額の二分之一の四倍に相当する額)の税額控除額が持分権者に付与されることとなる。

このように、第一次草案による調整税は、持分権者に対し通常の税額控除額を満額交付するための道具といえよう。そして、調整税の額は、通常の法人税率による税負担と軽減税率による税負担又は非課税との差額に相当する。このため、調整税は配当会社の段階で徴収される追加的な租税である。

因に、フランス型の場合⁽⁴⁰⁾、軽減税率をもって課税された利益が配当されるとき、調整税は、現金配当の半額すなわち税額控除額に相当する金額である。軽減税率四五%をもって課税された法人利益が配当されるときも、軽減税率一〇%をもって課税された利益が配当される場合にも、調整税の額はともに現金配当の半額であるから、このため、法人税率を徒らに小幅に引き下げることは、当該配当法人の税負担の合計額を却って増加させる結果となる。

- (38) Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 40.
- (39) 木村(注7)シキスモヤクニ六号一三〇頁以下。
- (40) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Anm. 20), S. 3.
- (41) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Anm. 20), S. 4.
- (42) So, Thiel, Die Reform.....(Anm. 11), S. 23.; Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 41.
- (43) Stellungnahme der Spitzenverbände der gewerblichen Wirtschaft zu den Referententwürfen des Zweiten Steuerre-

formgesetzes, Köln/Bonn am 29. 11. 1971, Anlage 1, S. 5.

- (34) フランスでは、従前の準備金は不利に取扱われてゐる。法人税株主帰属方式の導入前に積み立てられ、かつ、課税をうけた準備金が右導入後に利益配当に充てられた場合には、この準備金は、経過期間のあいだ、調整税を課せられた (Art. 223 *sexies* 1. C.G.I.)。木村 (注7) シェリヌスト二六九号二二頁。
- (35) フランスでは、五年以上前に稼得した利益を配当するとき、常に調整税を課する (Art. 223 *sexies* 1. C.G.I.)。この規定によつて、五年以上前に積み立てた準備金は、その取崩しに当り、調整税 (precompte) を課されるので、不利を受取る。この「処罰規定」(So, Lux, F.W., Körperschaftsteuerliche Behandlung der Konzerne in Frankreich, Köln 1968, S. 70.) を根拠として、配当政策は早く利益を配当するよう影響を及ぼす。
- (36) Vgl., Institut Heft 102, (Anm. 5), S. 42.
- (37) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Anm. 20), S. 3.
- (38) So, Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 43; a.A., Thiel, Die Reform..... (Anm. 10), S. 36.
- (39) Vgl., Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 43 f.
- (40) 木村 (注7) シェリヌスト七二二頁以下。

第四章 国際課税の諸問題

1イ 制限納税義務を負う持分権者に対する利益配当にかかる法人税は、無制限納税義務を負う持分権者の場合と異なり、所得税と相殺することはできない。通常の税額控除権を制限納税義務者に賦与するならば、現行法上既にみられる外国親会社の競争上の優位性⁽⁴¹⁾はさらに拡大するであろう。そのため、資本市場において考慮を要する推移があらわれ、行政上の問題が惹起するであろう。その故、制限納税義務を負う持分権者について、これと異なるルールが予定されたのである。第一次担当官草案は、好ましからぬ外国株主すなわち外国親会社(外国法人で、適格資本参加 (wesentliche Beteiligung) をなす持分権者) とその他の持分権者とを大別し、さらに後者を細区分して、法文化を試み

ている。後者に対しては「これまでの既得権が十分に維持されるべきである。」と判断する一方、外国親会社に対しては規制を加えた。原則を以下に概略する。⁽⁴³⁾

まず、外国親会社は、所得税法草案第五七条（所得税法第二〇条）一項一号又は二号に規定する資本効用から生じる国内源泉所得（Inländische Einnahme aus der Kapitalnutzung）について、課税されない（法人税法草案第五条一項九号）。非課税措置が及ぶ限り、この所得にかかる税額控除権又は還付請求権は予定されていない（前者につき法人税法草案第二七条四項、後者につき同第二七条五項）。このようにして、資本効用から生ずる国内源泉所得で外国親会社の受けるものは、完全に内国法人税を課されることになる。

かくして、現行法にみられる外国株主優待効果は除去される。

外国親会社に対して、その外国において認められる受取配当益金不算入の特典又はドイツ法人税の税額控除のため、その外国で再び課税が行われることは余りない。

右にみたように、直接的又は間接的に内国法人に一〇%以上資本参加している、制限納税義務を負う法人は、一般に外国親会社とみなされる。しかし、諸外国の法律等により、親会社受取配当益金不算入の特典賦与の要件として一〇%以上の資本参加が求められている場合において、外国親会社は、当該資本参加率以上存するときに初めて、その収入に対する内国法人税を完全に課税さるべきである。

次に、外国親会社以外の制限納税義務を負う持分権者については、資本市場の影響を斟酌し、以下のように法規制が試みられた。まず、問題の持分権者とは次に掲げるものをいう。一に、適格資本参加をしていない外国法人、二に、外国人（資本参加の多寡を問わない）、三に、法人税法草案第三条二号に規定する制限納税義務を負う法人である。

これらのうち一及び二のグループに該当する制限納税義務者の場合、外国も又一般原則により課税権を有するのが通常である。そこで、まず、利益配当に対する軽減法人税率が廃止されると、内国法人税の負担は従来の税込み利益

の約二五%（正確には、付加税及びいわゆる影の効果を考慮すると、二四・六%から五六%に上昇する。さらに、利益配当にかかるドイツ法人税の負担に外国税額が加わる。

このような課税強化のため、外国持分権者の収益は相当に損われ、資本市場もまた悪影響を受けるであろう。かかる事態を避ける為、従前の既得権は大幅に認められるべきである、と判断された。その為、次の立法措置が予定された。すなわち、外国持分権者は、国内で受ける利益持分について制限納税義務を負う（所得税法草案第九八条五項）。しかし、この利益持分にかかる法人税は、それが二五%をこえる部分について、申請によりその者に還付される。この還付手続は、自然人について所得税法草案第一二七条で規定され、小株主たる法人については法人税法草案第二七条五項に規定されている。新たに設置される連邦国税局が中央で還付手続を実施する。

ただし、歳入を確保する為に、還付手続は、二重課税防止条約の締約国に居住する持分権者に限定されている（所得税法草案第一二七条一項）。

従来、国内の所得税又は法人税は、源泉徴収手続により徴収される資本収益税をもって支払われていた。その資本収益税は原則として二五%であったが、二重課税防止条約の規定により一五%に軽減されていた。他方、草案によれば、資本収益税は、制限納税義務を負う持分権者に対し、これまで通りの税率で課税される（所得税法草案第一五〇条一項八号、第一五一号）。もっとも、資本収益税が徴収されるのは、持分権者が法人税の還付を申請するときに限定される。いずれにせよ、資本収益税の徴収は、連邦国税局に委任され、その連邦国税局が、還付すべき法人税額から当該資本収益税を天引きする。資本収益税が天引きされたとき、その制限納税義務者の査定は、草案によれば行われぬ（所得税法草案第九九条六項、法人税法草案第二七条五項）。

例外として、次に掲げる持分権者には還付請求権がない。一に、前叙の意味における外国親会社（法人税法草案第二七条五項）、二に、法人税法草案第三条二号に規定する法人税制限納税義務者（法人税法草案第二七条五項）、三に、国内

恒久的施設に生じる収入について、一又は二に該当しない外国持分権者で、(1)二重課税防止条約締約国以外の外国に居住するもの、又は(2)還付を申請しないもの(所得税法草案第一二七条一項、法人税法草案第二七条五項)。

右の場合に利益持分にかかる法人税額は、外国持分権者の所得税又は法人税の査定に当り調整されない(所得税法草案第九条六項、法人税法草案第二七条五項)。その限りにおいて、右制限納税義務者に対する利益配当は、軽減されず完全に内国法人税を負担することになる。

口 適格の資本参加をなす物的会社(qualifiziert beteiligte Kapitalgesellschaften)は日常、外国親会社と呼ばれるものである。第一次担当官草案は、外国親会社に法人税株主帰属方式を適用しないこととした。内国子会社が外国親会社に配当する場合、その内国子会社の納付した五六%の法人税負担は、その一部についても税額控除権を生ぜしめない。この場合にも、資本収益税を課さないけれども、前述のように、法人税の負担は実質的に増大する。

外国親会社とみなされるには、該草案によれば、内国法人に一〇%以上資本参加する制限納税義務を負う法人であることが必要である。外国親会社の要件である資本参加率をどの程度に設定するかは、外国株主による国内企業の支配の防止及び外資導入の要請といった政策の観点から、判断された。しかも、すこぶる興味深い判断がなされたことが、次の設例から明らかになる。

外国の法律が、その外国法人甲に二〇%以上資本参加する内国法人乙に対し、国際的親会社受取配当益金不算入若しくは間接税額控除の特典を与えているとしよう。ドイツ会社甲に一五%資本参加する会社乙は、その外国の法律によれば資本参加率の要件を欠くため国際的親会社受取配当益金不算入、若しくは間接税額控除の特典を享受できない。そうすると、乙社は、外国において親会社としての租税優遇措置をうけず、同時にドイツにおいても税額控除権を取れないので、税負担上著しく不利な地位におかれる。そこで、次の救済策が講じられた。第一次担当官草案によれば、外国の法律が親会社の要件及びこれと関連する親会社受取配当益金不算入若しくは間接税額控除(コンツェルン育

成措置の二の要件、すなわち資本参加率を、ドイツ法の場合より高く定めている場合においては、ドイツ法の規定にかかわらず、外国法の規定を親会社の判定基準とすることとした。設例では、乙社は、その外国法の規定により親会社と判定されないので、ドイツにおいても適格の資本参加に満たない物的会社と判定される。したがって、乙社は、ドイツにおいてドイツ法人税の一部還付を申請することができる。

他方、オランダの法律によれば受取配当益金不算入の特典を享受するには5%の資本参加率で足り、日本の場合には資本参加率の最低限度も定められていない（法人税法第三条）。一〇%未満でもって資本参加する外国会社がドイツ国内で一部還付を申請することができるか否かについて、第一次草案は特に言及していないが、文言上この問題を肯定しているようにおもわれる。⁴⁴⁾したがって、同社は、その外国においてコンツェルン優遇措置を享受すると同時に、ドイツ国内においても一部還付を申請することができる。⁴⁵⁾この点で第一次担当官草案は批判をうける。⁴⁶⁾

以上の考察から明らかのように、子会社が収益を配当しない限り、内国親会社と外国親会社は第一次担当官草案において同一の立場に置かれる。⁴⁷⁾これにより、現行法上みられる外国株主優待効遇はなくなる。⁴⁸⁾次に、子会社が収益を配当する場合、外国親会社は内国親会社に比し不利な地位に置かれる。けだし、外国親会社は子会社の納付した法人税負担についてその税額控除権をドイツにおいて享受しないからである。

外国親会社に対する課税方法をめぐる議論の結果、第三次草案が一律法人税率による法人税全額株主帰属方式から二段階税率によるそれに移行したのである。⁴⁹⁾

ハ 外国持分権者である自然人及び適格の資本参加に満たない物的会社 (nichtqualifiziert beteiligte Kapitalgesellschaften) に対して、その利益持分は名目一五% (付加税及びいわゆる影の効果を斟酌すると、実質二四・六%) の軽減法人税率でもって課税し、さらに、二五%の資本収益税が付け加わる (ただし、後者は二重課税防止条約に基づき一五%に軽減される)。ドイツにおけるこの持分権者の租税債務はこの税負担で弁済されたものとされる。

表2 外国持分権者に対するドイツ資本会社の配当についての第一次担当官草案型法人税株主帰属方式の計算例

I 会社段階における課税			
1	法人税込みの利益	100	100
2	法人税 (56%)	-56	-56
3	配当しうる金額	44	44
4	現金配当(配当性向:100%)	44	44
II 外国持分権者段階における課税		持分権者 A	持分権者 B
1	課税所得 (a + b)	75	44
a)	その他課税所得(0と仮定)	0	0
b)	粗配当(イ+ロ)	75	44
	イ) 現金配当	44	44
	ロ) 法人税一部還付	31	—
2'	所得税(非課税)	—	—
2	資本収益税(15%)(II1b×0.15)	-11.25*	—
3	総収益	68.75	44

注(1) 外国持分権者Aは、法人税の一部還付を申請し、Bはこれをしないものとする。
 (2) 資本収益税の額(*)は、Institut FSt Heft 102, S.45によると、10.75とされているが、計算違いであろう。

第一次担当官草案は、右現行法と異なり、一律に法人税を五六%に引き上げているので、外国持分権者が税負担の加重に不満を懐くことは必然であろう。これを回避するため、⁽⁵⁰⁾外国出資者の利益持分に係る法人税のうち、二五%をこえる部分については、その者に還付されることになった。

この額の法人税(Corporation)の還付は、次に掲げる二つの要件を満たすときに限り、行われる。一に、その持分権者が二重課税防止条約の相手締約国に居住していること、二に、その者が還付を申請することである。なお、外国持分権者が還付を申請する場合に限り、資本収益税は徴収される。その者が法人税の一部還付を申請しない場合、五六%の法人税負担はそのままとなる(表2)。

表2から看取しうるように、外国持分権者が法人税の一部還付を申請しない場合、その者の受けた現金配当が実際の収益の額と一致する。外国持分権者が法人税の一部還付を申請するほうが、その者の総収益は増加して、有利であるが、還付の申請手続はわずらわしいであろう。

なお、外国持分権者が二重課税防止条約の非締約国において居住する場合、先の叙述から明らなように、この者は法人税の一部還付を申請することができない。資本収益税は負担しないとしても、法人税の負担が急激に引き上げら

れるので、負担は従来よりも増大する（表2の外国持分権者Bと同様である）。このため、ドイツと二重課税防止条約を締結しない国の持分権者は、ドイツにおいて不利益を受けることになる⁽⁵¹⁾。この関連において、諸外国は、ドイツ連邦共和国と二重課税防止条約を締結するほうが得策ではあるが、他方、ドイツ政府はその条約締結の交渉に当り、「法人税の一部還付請求権」賦与と引きかえに、何らかの譲歩を相手国から引き出すことができるであろう。

2 外国会社のドイツ国内に所在する恒久的施設の利益については、当時の法人税法は、その利益が恒久的施設に留保されるか又は外国会社に流出するかに拘らず、四九%の法人税を課し（同法第一九条一項三号）、源税徴収税を課さなかった。当時の二段階税率方式において内国物的会社の配当利益に適用される軽減配当税率は、外国会社の営業所（恒久的施設の一）の配当する利益に適用されなかった⁽⁵²⁾。

他方、第一次担当官草案にかかる法人税株主帰属方式によれば、外国会社のドイツ国内に所在する恒久的施設の利益についても、五六%の法人税を課す。したがって、その税負担は従来の四九%から五六%に上昇する。

この法人税について、外国会社にとって利益となる税額控除権ないし還付請求権（あるいは一部税額控除権ないし一部還付請求権）が定められていない。

このように、外国会社のドイツ国内に所在する恒久的施設と外国親会社のドイツ国内に所在する子会社とは、同一に取り扱われることとなる⁽⁵³⁾。これらの営業所及び子会社はともに軽減されずにドイツ法人税を負担することとなる。

右の状態をフランスの場合と比較しておこう。二国間条約が締結されている場合、外国会社のフランス国内に所在する恒久的施設及び子会社は、ドイツの場合と類似して、通常の法人税を課されるが、その税率は第一次草案に比し、六ポイント（§ 10 II）少ない。他方、二国間条約が結ばれていない場合、外国会社の恒久的施設では全利益に対する源泉税が、子会社では配当に対してのみ源泉税が徴収される。

3 イ ドイツ物的会社の国外に所在する恒久的施設が稼得する利益は、現行法によれば、二重課税防止条約の相手締

約国において稼得されたものである限り、ドイツでは非課税である。右条約の非締約国において得られたものである限り、ドイツで課税される⁵⁴⁾。後者の場合、ドイツ法人の租税債務は、外国税額控除により減少する (§ 19a KStG, § 34e EStG)。

国外恒久施設の利益がドイツ物的会社に流入しかつ当該会社が利益を配当する場合において、前者については会社の段階では非課税であり、後者については課税利益に対し軽減法人税率が適用された。その税負担は二四・六%となった。これに対応する外国税額が右国内法人税額を限度に控除される。限度超過額は、最終的な税負担となった。

第一次担当官草案によれば、国外恒久的施設の利益が配当されるとき、その課税利益について調整税があらたに課されることとなる。留保利益については、従前どおりである。

第一次担当官草案は、ドイツ物的会社のあらゆる利益配当から税額控除権が生ずることを前提としている。しかしながら、国内においてドイツの法人税又は調整税のいずれかひとつが源泉徴収された場合に限って、税額控除権を認めるべきである。ただし、ドイツの歳入とならない外国税額について、税額控除権(外国税額控除権)を認めるのは余りに行きすぎだからである。このため、二重課税防止条約の相手締約国から国外恒久的施設の利益が配当される場合、そのドイツ物的会社は現金配当の一分の一に相当する額の調整税を納付しなければならない。

この点につき、強い批判がみられる⁵⁵⁾。右の草案によると、国外恒久的施設の利益は国の内外で二度課税をうけるので、この不利益な取扱いのため外国投資が制限されるであろうから、この種の二重課税もまた撤廃すべきであるという。エーベルハルト税制改革委員会はこのような不都合を回避する方法を勧告した⁵⁶⁾。

次に、国外恒久的施設の利益が二重課税防止条約の非締結国から配当される場合に、外国税額が控除されるときに限り、調整税が課せられる。調整税の額は外国税額の控除額と一致する。この点についても、同様の批判が予想される。

そこで、ボンの財政及び租税研究所は次のような修正を提案したのであった。⁵⁷⁾

- (1) 二重課税防止条約の相手締約国から国外恒久的施設の利益が配当される場合、外国法人税が内国法人税と同一の性格をもち、かつ内国法人税の額が外国法人税額をこえる場合に限り、その差額を調整税の形で徴収すべきである。
- (2) 二重課税防止条約の非締結国から国外恒久的施設の利益が配当される場合、たとえ外国税額が内国法人税と相殺(税額控除)されるとしても、調整税を課すべきでない。

この提案によれば、ドイツ連邦共和国は、従来の見解と異なり、西ドイツの歳入でない外国税額について国内において税額控除を認めることになろう。これは経済界の希望を受け容れるものである。

外国法人に対する資本参加により生ずる収益は、現行法によれば、ドイツの所得税ないし法人税の課税をうける。外国で納付された源泉税は、二重課税防止条約又は法人税法第一九条の一及び所得税法第三四条の三の規定に基づき国内の法人税額と相殺(税額控除)される。外国資本会社が当該外国で納付した法人税は、その外国会社の出資者である内国親会社の法人税と相殺されない。この場合において、一には外国物的会社のもとで、二にはその内国出資者のもとで二度課税される。内国出資者が二重課税防止条約に基づく親会社受取配当益金不算入の要件を満たす場合に限り、外国資本参加により生ずる収益は国内において課税されることはない。この収益がさらに配当されるときには、二重課税の問題が起きうる。

第一次担当官草案にかかる法人税株主帰属方式によれば、外国資本参加の収益が内国出資者により内部留保される場合、これまでの法状態と変りはない。その受けた収益がさらに配当される場合にはじめて、次に掲げる区分に応じた調整税が徴収される。

- (1) ドイツ物的会社が外国法人に対する資本参加により生じた収益を受け、これを益金に算入しなくともよい場合において、この収益がさらに配当されるとき、調整税が配当額の一分の一に相当する額をもって課税される。
- (2) 資本参加により生ずる収益で納税義務のあるものが、さらに配当される場合、調整税は、税額控除をうける外国源泉税の額

でもって課税される。

しかし、ボンの財政及び租税研究所は、右の不利なルールを修正するよう次に提案した。⁽⁸⁸⁾

前記(1)の場合において、国外で納付された源泉税が二重課税防止条約又は所得税法第三四条の三の規定により内国税額と相殺される場合、調整税はこの相殺された外国源泉税の額を減額する。

前記(2)の場合において、調整税は課税すべきでない。

この修正案は、外国源泉税はドイツ出資者の租税でもって外国会社の租税でないということを前提としており、フランスのルールに対応するものではない。⁽⁸⁹⁾

- (41) 外国株主優待効果について Gutachten der Steuerreformkommission 1971, (Anm. 2), Tzn. IV/34 ff. (S. 302 f.).
- (42) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Anm. 20), S. 8.
- (43) N.N., Einführung in die Vorschriften über das Anrechnungsverfahren, (Anm. 20), S. 8 ff.
- (44) Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 47.
- (45) Wrede, F., Die steuerliche Behandlung ausländische Muttergesellschaften im Anrechnungsverfahren, DStZ A 1971, S. 353 ff.
- (46) So, Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 47.
- (47) So, Stellungnahmen der Spitzenverbände der gewerblichen Wirtschaft zu den Referenentwürfen des Zweiten Steuerreformgesetzes, Köln/Bonn 1971, Anlage 1, S. 8.
- (48) Wrede, Bulletin Nr. 95, (Anm. 3), S. 1029.
- (49) So, Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 48. 参照: 木村 (註一) ショットランド九頁一〇頁。
- (50) So, Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 45.; Vgl. Wrede, Bulletin Nr. 95 (Anm. 3), S. 1030.
- (51) So, Institut FSt. Heft 102, (Anm. 5), S. 46.
- (52) Vgl. BFH Urteil vom 13. 1. 1970 I 32/65, DB 1970, S. 960.
- (53) Gutachten der Steuerreformkommission 1971 (Anm. 2) Tz. IV/213 (S. 353).
- (54) Gutachten der Steuerreformkommission 1971 (Anm. 2) Tz. IV/275 ff. (S. 369 u. S. 370); Hohensee, G./Ch. Bellstedt.

Die Besteuerung international verflochtener Unternehmen, Köln 1970, S. 100 ff.

(15) Stellungnahme der Spitzenverbände der gewerblichen Wirtschaft zu den Referentenentwürfen des Zweiten Steuerreformgesetzes, (Anm. 47), Anlage 1, S. 10 には、石油資源に関する海外投資がドイツ国内経済にとって極めて重要であるにもかかわらず、国内源泉所得だけが税額控除手続をうけ、国外恒久的施設の利益が今後とも二重課税を負担するのは不合理であると強く批判した。

(16) Gutachten der Steuerreformkommission 1971, (Anm. 2), Tz. IV/275 ff. (S. 369 und S. 370).

(17) Institut FSt, Heft 102, (Anm. 5), S. 51.

(18) Institut FSt, Heft 102, (Anm. 5), S. 52.

(19) 木村 (注7) ショリスト七二六号二一〇頁。

第五章 評 価

持分権者の受ける粗配当は現金配当とこれの一分の一に相当する税額控除権からなる。この税額控除権の額は、現金配当に係る法人税の額に対応する。そこで、配当法人は、法人税株主帰属方式の導入前と比較して、内部留保の金額又は割合いを従前どおりとするならば、現金配当の額を従前と比べて二分の一弱 (11/25) に減額しなければならない。この二分化を国内株主に説得することは可能であるが、外国持主に対しては非常に困難であろう。外国の小株主が法人税の一部還付を受けるためには、所定の申請手続が必要である。しかも、この法人税の一部還付は二重課税防止条約の相手締約国の小株主についてのみ予定されている。したがって、その他の外国出資者は、国際的にみて、約二分の一の現金配当を受けるにすぎない。このため、ドイツ会社の新株発行は容易に行ないえない。外資導入の必要性和その程度を斟酌して、外国親会社の取扱いを規定すべきであろう。

次に、外国親会社に法人税株主帰属方式が適用されない場合、その外国親会社への配当は五六%の税を負担する。

また、外国の法人税率は五六%未満である場合が大部分であるから、たとえ外国親会社とその本国において税額控除を受けるとしても、控除し尽せない額（スウェデンの場合⁽⁶⁰⁾、フランスの場合⁽⁶¹⁾）は結局外国親会社の負担となる。フランスの場合、法人税株主帰属方式が外国親会社に適用されなければいけれども、フランスの法人税率が五〇%であるので、右に述べた税額控除のし尽せない額が残る場合は多くないであろう。

このため、外国持分権者とりわけ外国親会社は、西ドイツにおいて株主として劣悪な地位に置かれると同時に、外国投資家にとって西ドイツは株式取得の方法による投資先の国として疑問となるであろう。

以上の批判が、一律法人税率による法人税全額株主帰属方式（第一次専門委員草案）に代えて、二段階法人税率による法人税全額株主帰属方式（第三次草案）が提案されるに至った原因となったと指摘されている。⁽⁶²⁾

他方、法人税株主帰属方式の長所について、当時の連邦経済大蔵参事官が六つ列挙したことは別稿⁽⁶¹⁾において紹介されておりである。⁽⁶²⁾

その他、調整税による配当会社の実質的税負担増及び配当に充てることのできる事業資産（「配当と相殺のできる事業資産」）の概念の不明瞭性もまた問題点として指摘されよう。

(60) So. Institut FSt Hefr. 102, S. 56.

(61) 木村（注³）三六頁以下。

(62) それらの長所とされるものに対し、若干の疑問が表明されている。